【動物用医薬品特例店舗販売業許可更新手続きについて】

更新手続きは、店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。
許可証の発行までに時間を要しますので、許可有効期限の１か月程前までに手続きをお願いします。

必要書類

必　　要　　書　　類	注　　意
□　動物用医薬品特例店舗販売業許可更新申請書	○　法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載 ○　更新の前後 30 日での変更がある場合には、申請書の３「参考事項」に記載してください ○　更新に伴い取扱いを廃止する品目がある場合は、申請書の３「参考事項」の取扱いを廃止する品目を記載してください（廃止に係る変更届は不要です）
□　品目表２	○　現在許可を受けており、引き続き取り扱おうとする動物用医薬品の品目名及びその製造販売業者の名称 ○　品目数が多い場合は別紙と記載し、品目表２をつけてください
□　旧許可証（現在、使用している許可証）	○　原本を持参してください
□　店舗において販売、授与する医薬品の区分を記載した書類 □　相談に応ずる電話番号等を記載した書類 □　特定販売に関する項目を記載した書類等 □　取扱品目の新旧対照表（一部品目の取扱いを廃止する場合のみ）	○　最初の更新をする場合は、これらについて書類の添付が必要です。様式は問いませんが、特例添付書類（参考様式）がありますのでそちらにまとめて記載していただいてかまいません

□　**手数料**：１１，３００円

○　令和８年９月 30 日で収入証紙の販売が廃止されるため、令和８年 10 月１日以降の申請は支払い窓口でのキャッシュレス決済または現金による支払いとなります。

○　令和８年９月 30 日までに購入された収入証紙については、令和９年３月 31 日まで使用できます。

○　キャッシュレス決済の場合は、本県ＨＰ「鹿児島県収入証紙制度の廃止について」に記載されているキャッシュレス決済対応端末設置場所にて支払いを行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。

○　現金による支払いの場合は、県が収納事務を委託した団体の支払窓口（キャッシュレス決済対応端末の設置場所のうち「現金収納」に○がついている所属）で現金による納付を行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。
※家畜保健衛生所での現金支払いはできません。

※　受付、書類審査後に日程等を調整の上、構造設備の概要等について店舗立入検査を行います。

※　不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

○○**留意事項**○○

※取扱品目を追加する場合は、「動物用医薬品特例店舗販売指定品目変更（追加指定）申請書」が必要です。更新に合わせて品目を追加する場合は、以下の書類を管轄の家畜保健衛生所に提出してください。

①動物用医薬品特例店舗販売指定品目変更（追加指定）申請書
②品目表１（追加する品目）
③動物用医薬品特例店舗販売業許可更新申請書
④品目表２（販売する品目＝引き続き取り扱う品目＋追加した品目）
⑤取扱品目の新旧対照表
⑥現在の許可証

更新に伴い品目の削除と追加を行う場合も上記書類の提出となりますが、①動物用医薬品特例店舗販売指定品目変更（追加指定）申請書の３「参考事項」に、削除する品目として品目と製造販売業者の氏名又は名称を記載してください。